

亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正について

- 亜塩素酸ナトリウムの使用基準について、対象食品を食肉類、鮮魚介類、果実類及び野菜類に拡大し、また、かずのこの加工品、生食用野菜類、卵類を含め、使用量を 1,200ppm にするもの等として、事業者(エコラボ合同会社)から使用基準改正の要請があった。
- 平成 25 年 4 月 3 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会(以下「部会」という。)で当該使用基準の改正案が了承された。
 - その後、平成 25 年 6 月 12 日から 7 月 11 日まで実施したパブリックコメントで寄せられた意見から、部会の報告書案で記載された亜塩素酸水の有効性データの引用が適切でないことが判明し、平成 25 年 11 月 27 日に部会で対応を検討した結果、以下のとおり対応することとされた。亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正に亜塩素酸水の有効性データを用いていることは適当でないことがわかり、部会の報告書案から当該データを削除する。この段階で亜塩素酸ナトリウムの使用基準の改正が適当との報告は行わない。
 - 要請者に対し、酸性化亜塩素酸ナトリウム溶液(ASC)等としての有効性データや使用基準案等の再検討を依頼する。
- 平成 26 年 4 月 23 日に部会にて、要請者より提出された使用基準の見直し案並びに、その根拠となる有効性及び残留性のデータについて報告され、以下の指摘がなされた。
 - 果実・野菜の有効性データについては、使用基準案と ASC の処理条件や細菌の選択といった試験条件の間に十分な一貫性が確認できない。
 - 果実・野菜の有効性データからは、殺菌料としての有効性の程度が十分と言えない。
 - 残留性データについては、試験方法のバリデーションのデータが存在しないため(古いデータのためバリデーションのデータが現在は入手困難)、試験方法の妥当性が確認できない。
- 今回、要請者から、部会での指摘を踏まえ、使用基準案を再度見直した上で再度手続きを進める旨の意向が示され、また、新たな使用基準案、並びにその根拠となる有効性データ及び新たに取得した残留性データが提出されたので、報告する。